

検非違使別当と使庁

—— 庁務の構造と変遷 ——

前 田 禎 彦

【要約】 本稿では、平安時代における検非違使庁の政務（庁務）の仕組みとその変遷を明らかにした。まず、『中右記』永久二年記を素材に別当家における「庁座」と「門前」、使庁における（政）と（内間）の役割を考え、次に、十二世紀の庁務のあり方を復元した後、十世紀から十二世紀に至る庁務の変遷を辿ってみた。その結果、本来、使庁の政舎で佐が主宰して毎日行なわれていた（政）を中核とした庁務のあり方が、撰関期以降、別当家を中心とするシステムに変化したことを確認した。変化の背景には、十世紀後期以降の（政）の衰退によって検非違使官人が参会する機会が減少し、日常的な庁務の多くが各官人の許に個別化・分散化したため、庁務を再統合する必要があるが生じたこと、権門体制への移行にともない権門間の利害調整に別当が直接当たる必要が生じたことなどが考えられる。以上のような変化は、鎌倉時代以降における庁務の起点と見なしうるもので、いわば古代的な使庁から中世的な使庁への転換を示す現象であったと評価できる。

史林 八二巻一号 一九九九年一月

はじめに

近年、平安時代の裁判制度に関する研究が進められた結果、その全体像が次第に明らかになりつつある。まず、大饗亮氏は、撰関・院政期における裁判制度が①太政官の裁判と②検非違使庁の裁判によって構成されていたことを指摘され、^①また、義江彰夫氏は、宮廷における蔵人所の懲戒・制裁システムをも組み込んだ上で、これを①勅裁と②使庁裁とに整理

表(1) 『中右記』永久2(1114)年記に見える庁務の内容

月	主 な 内 容
正月小	5: 庁始 17: 政始 (正・13~2・8: 伊勢奉幣使により庁務停止)
2月小	21: 内問 27: 免物(七仏薬師御修法)・獄中仁王講
3月大	4, 11, 13: 内問 16: 内問・免物(院衰日) 27: 内問
4月小	20, 28: 内問
5月小	8: 使庁政 15: 免物(院有所思食) 22: 内問 23: 過状政・免物(齋日) 26: 着欽政
6月大	28: 内問
7月小	15: 免物(修仏事) 16: 内問
8月大	?, 20, 27: 内問
9月小	4: 政始(8月3日皇居焼亡) 9, 19: 内問 29: 免物(齋日)
10月大	13: 政始(10月1日中宮崩御)
11月大	27: 内問 29: 非常赦(白河九体阿弥陀堂供養・行幸)
12月大	18: 議政 19: 内問 24: 過状政 29: 着欽政 30: 免物(歳末齋日)

して、その管轄基準と原理についても言及されている。^②

このうち陣定を中心とする太政官の裁判のあり方は一九七〇年代後半以後の棚橋光男・下向井龍彦・大津透各氏の研究によって詳細が明らかにされてきたが、使庁については、戦前の小川清太郎氏以来、数多くの研究が積み重ねられているにもかかわらず、その裁判の仕組みを正面から論じた研究は意外に少なく、今もなお基本的な問題が未解決のまま残されている。

そこで、本稿では、京中の警察・司法機関として活動した検非違使庁の政務(庁務)の構造と変遷を、平安時代を中心にあらためて考え直してみたいと思う。

小川清太郎氏は、使庁の沿革を整理する中で、庁務の行なわれる場を基準に(使庁から別当家へ)という変化を明らかにされている。^④すなわち、小川氏は、もともと庁務は左右衛門府(後に左衛門府)に置かれた使庁の政舎で行なわれるものであったが、平安時代末の治承年間(一一七七~八〇年)に「長官別当の新任毎に使庁政舎を別に其の別当館内に設置するに至った」と指摘されたのである。

小川氏の理解は、六〇年代のすぐれた概説書である利光三津夫氏の『裁判の歴史』にも継承され、通説化していたのだが、七〇年代末に、別当藤原宗忠の記録である『中右記』永久二(一一一四)年記に基づいた大饗亮・戸田芳実両氏の研究が発表され、別当宗忠の私第を中心に展開する庁

務の実態が活写されたことよって、十二世紀前期には、すでに別当家で庁務が行なわれていた事実が明らかになった。^⑥

しかしながら、両氏の場合も、①別当家における庁務が何時までさかのぼり得るのか、②使庁における庁務と別当家における庁務はどのような関係にあるのかなどの基本的問題が曖昧なまま残されている。その点に、近年、宮崎康充氏が述べられたように、「宗忠の別当ぶり」を「例外的な存在」と見なし、「使庁の実質的運営」は「佐以下の事務官僚」によって担われていたという理解が生じる余地がある。^⑦ 別稿で概略を述べたように、筆者は、撰関期以降、庁務のあり方は別当家を中心とするものへと変化したと考えているが、この見通しを確実なものとするためには、庁務全体の構造を、その形式と内容に即した形で具体的に把握し、その変遷を明らかにすることが不可欠だと考える。

検討の中心素材は、大饗・戸田両氏も利用された『中右記』永久二年記である。永久元年三月卅日から同四年五月一日までの三年あまり、権中納言・左兵衛督藤原宗忠は別当の任にあつたのだが、特に永久二年記は一年間の記事全てが残存し、連日の庁務が詳細に記されているという点で、使庁の実態を探る上で量的にも質的にも最も重要な史料である。^⑧ それでは、永久二年記に見える主な行事を表(1)としてまとめた上で、具体的な分析に移ることにしよう。

① 大饗亮『律令制下の司法と警察』第五章・平安時代の司法管轄権と検非違使（一九七九年）。

② a 義江彰夫「撰関院政期朝廷の刑罰裁定体系」（永原慶二他編『中世・近世の国家と社会』（一九八六年））、b 同「王朝国家刑罰形態の体系」（『史学雑誌』一〇四—三 一九九五年）、c 同「藏人等奉裁の刑罰形態」（『日本歴史』一五六四 一九九五年）。

③ 柳橋光男「院政期の訴訟制度」（同『中世成立期の法と国家』一九八三年。初出は一九七八年）、下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」（『史学研究』一四八 一九八〇年）、大津透「撰関期の律令法」（『山梨大学教育学部研究報告』四七・第一

分冊（人文社会科学系） 一九九七年）。

④ 小川清太郎「検非違使の研究」第四章・検非違使の沿革（同『検非違使の研究・庁例の研究』一九八八年再刊。初出は一九三八年）。

⑤ 利光三津夫「裁判の歴史」第三章・中古末期の裁判（利光三津夫・長谷山彰「新裁判の歴史」第一部 一九九七年再刊。初出は一九六四年）。

⑥ 註①大饗著書第三章・平安時代の検非違使、戸田芳実「中右記」三・検非違使の記録（一九七九年）。なお、この問題は、一九一九年執筆の西岡虎之助氏の未発表論文「院政時代における警察制度の研究」（『西岡虎之助著作集』第二巻・社会経済史の研究Ⅱ 一九八三

年)の中でも論じられており、「中右記」永久二年記に見える別当家における庁務の存在はすでに明らかされていた。

⑦ 宮崎康充「白河鳥羽院政期の檢非違使佐」(安田元久先生退任記念

論集刊行委員会編「中世日本の諸相」上 一九八九年)。

⑧ 拙稿「檢非違使庁の(政)」(富山国際大学紀要)七 一九九七年)。

⑨ この他、平安時代における別当在任時の記録には藤原実資の「小右

記」長徳元(九九五)年四月―同二年九月、藤原公教の「公教公記」

永治元(一一四一)年正月―二月、藤原忠親の「山槐記」治承二(一一

一七八)年正月―同三年正月などがある。なお、以下、「中右記」永

久二年記からの引用は原則として出典を断らない。

第一章 別当家——庁座と門前——

本章では、別当家における庁務の実態を明らかにしたい。まず、日常的な別当の執務を様式化した儀礼である〈庁始〉の内容を検討してから、具体的な庁務のあり方を論じることにする。

第一節 庁始

〈庁始〉は、別当が私第で行なう庁務始めの儀式である。はじめに、平安時代における事例をまとめておくと表(2)のようになる。

〈庁始〉は、①年始、②別当の新任、③その本官・兼官の遷任・転任に際してとり行なわれた。このうち、年始の儀は正月三日から五日頃に吉日を択んで行なうのが例である。また、参加者は尉・志・府生の各官人で、佐は参加しない。

同じ年始の儀である使庁の「政始」と比べてみよう。「政始」は太政官の「政始」と同日に行なうのが故実で、通常、正月中・下旬に行なわれているが、十二世紀後半になると四月下旬にまで延引した例もある。これに対して〈庁始〉は、雑犯を糺弾しないという慣行がある元三(正月元日―三日)直後に行なうのが例である。したがって、使庁の実質的な活動の開始を示すのは「政始」ではなく、〈庁始〉であったと言える。

その儀式は、あらかじめ奉行の道志(法家の檢非違使志)が日時を陰陽師に勘申させた上で、尉以下の官人を召集する、

表(2) 平安時代における〈序始〉

No.	年（西暦）月・日	別当	種類	参加者			典拠
1	寛弘3（1006）7・17	藤原懐平	新任				朝
2	長和2（1013）12・20	藤原教通	新任				御
3	万寿元（1024）3・10	藤原経通	新任				小
4	永久2（1114）正・5	藤原宗忠	年始	尉1	志1	府生1	中
5	永治元（1141）正・5	藤原公教	年始	尉7	志1	府生2	公
6		藤原公教	遷任	尉2	志1	府生1	公
7	久寿2（1155）3・4	藤原忠雅	新任	尉1	志2	府生2	山
8	治承2（1178）正・3	藤原忠親	年始	尉6	志2	府生1	山
9	3（1179）正・3	藤原忠親	年始	尉4	志3	府生2	山
10		平 時忠	新任	尉3	志2	府生2	山

〔典拠〕 朝：朝野群載11・廷尉
中：中右記

御：御堂閔白記
公：公教公記

小：小右記
山：山槐記

当日、①官人は別当家に参集して「序座」に着す、②別当が着座する、③吉書・囚帳・免物を行ない、官人が申上する案件に別当が指示を下す、④別当が起座・退出する、その後、⑤官人は「門前」に移動して列立する、⑥雑犯または勘問を行なう、⑦官人が退出する、という次第を採る。

また、その行事は以下のような内容をもっている。

(1) 吉書：「左馬寮苜草序下文」（正月五日条）などと呼ばれる検非違使下文に^④
官人が加署して別当に進覧する行事。

(2) 囚帳：別当に囚帳（獄囚帳）を進覧する行事。

(3) 免物：別当に免物勘文を進覧する行事。その後、別当が合点を加えた軽犯囚は、その場で作成された別当宣に基づいて「門前」で釈放されることになった^⑤。

(4) 雑犯：「門前」に犯人を召し出して、尉の与奪に随って看督長・放免が見決する行事^⑥。なお、永久二年正月の〈序始〉では雑犯ではなく、窃盗に対する通常の勘問が行なわれている点に注意したい。

〈序始〉の行事は、「序座」における吉書・囚帳・免物、「門前」における雑犯・勘問に大別できる。そこで次に、両者が日常的に果たす役割をやや詳しく見てゆきたい。

第二節 別当家における庁務の実態

別当に就任すると、その私第の「侍廊」を転用したり、新たに「庁屋」を設けたりなどして「家中庁」（正月五日条）が設けられた。その「家中庁」における別当および官人の執務の場が「庁座」である。

「庁座」の舗設は、弘安十（二二八七）年正月十三日に別当に就任した権中納言・左衛門督西園寺公衡の「檢非違使庁始記」に添えられた指図によって詳しく知ることができる（図1）^⑦。これによると、別当公衡は「今出川院」（藤原嬪子）殿上」として利用されていた「侍廊卯酉辰六之間」に「庁座」を設けている。まず西第一間に「大理座」（別当座）、次に西第三間から第六間までの四間に東西二行の「尉・志座」と横切座となる南北行の「府生座」が置かれている。なお、佐の座は存在しないことに注意されたい。要するに、「庁座」は、別当が主宰する場に相応しく、別当座を正面にして尉・志・府生の座をコの字型に配置するという形式を採っていたのである。

「庁座」の機能を示す特徴的な備品に①硯・筆、②赤辛櫃、③張文が挙げられる。

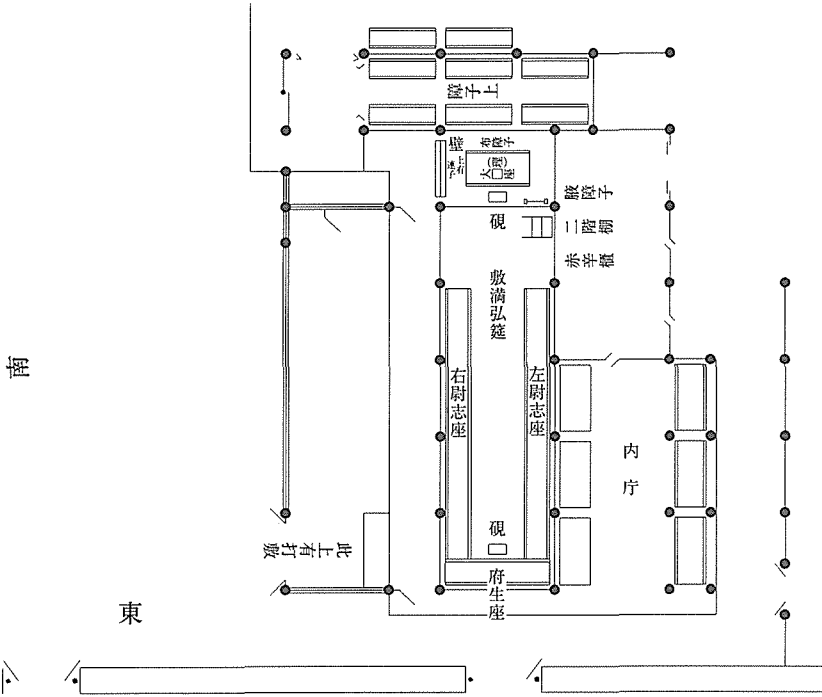
(1) 硯・筆

別当座と志または府生の座の前にそれぞれ硯・筆が常備された。「庁座」は、別当以下が文書の作成・加署に当たる場として機能していたことが分かる。

(2) 赤辛櫃

使庁に関する「公私の文書、訴訟文書などを保存」するためのもの^⑧で、別当が辞任すると直ちに撤去され、道志の許に預けられた後、新任別当の〈庁始〉に際して「庁座」に運び込まれることになっていた^⑨。「公衡公記」によると、その寸法は「高一尺五寸。長二尺一寸。弘一尺七寸」と見えるので、文書の保管という実務的な役割以上に、別当の地位を表わすシンボルとしての意味合いが強かったのではないかと思われる^⑩。「徒然草」第九十九段には「累代の公物」として「上

図(1) 弘安10（1287）年正月における別当西園寺公衡家の「庁座」



古より伝りて、その始を知らず。數百年を経たり」と記されているが、保安三（一一二二）年十二月における藤原忠教から藤原実行への伝領が史料上の初見である^⑩。

(3) 張文（壁書）

公事を官人に分配した結果を記す「分配記」が、その内容である。分配の詳細は不明であるが、『公教公記』永治元（一一四一）年正月三日条からは、張文に「山城国拒捍使」の記載があったことが知られる。官人の公事には、この他にも保検非違使・寄検非違使・夜廻検非違使・陣直検非違使などがあり、また、朝廷の儀式への参加もしばしば見られるところである。これらも「分配記」に記されていた可能性が高い。

以上の点から、別当家の「庁座」は、別当が使庁を運営・統轄する上で必要な機能を備えたセンターとしての役割を果たしていたと言えることができるだろう。

さて、『中右記』を見ると、大饗亮・戸田芳実

表(3) 永久2 (1114) 年における官人の出仕状況

官	姓名	特記事項	別当	政	内問
権佐	藤原実光	右少弁。	0	2	0
	藤原重隆		0	7	0
尉A	藤原説雅	六位藏人。	0	2	0
	B 藤原資光		0	0	0
	C 源重時		54	5	7
	C 平忠盛		4	2	0
	C 平宗実		46	2	2
	C 平繁賢		27	2	0
	C 藤原盛道		26	3	3
	C 橘説兼		81	2	2
志	中原明兼	道志。	94	8	11
	大江行重		129	5	11
	安倍資清		144	2	10
府生	内蔵経則	円宗寺寄検非遣使。山城拒捍使。	67	6	6
	伴有貞		75	5	8

〔備考〕尉A：藏人尉。B：紀伝尉。C：追捕尉。

両氏が詳細に述べられた如く、早朝から深夜に至るまで、連日のように官人が入れ替わり立ち替わり別当家の「庁座」に出仕して、事件の発生・捜査・逮捕・尋問などの状況を報告し、これに対して別当宗忠が一々指示を下していた様子を伺うことができる。

表(3)は、永久二年における別当の許への官人の出仕状況を、〈政〉・〈内問〉(後述)への参加と併せてまとめたものであるが、この表から、次の諸点を指摘することができる。

まず、佐は別当家に出仕しない。通常、佐が別当家に訪れることはなかったため、先に注意したように「庁座」には佐の座を設けていなかったのである^⑩。

次に尉を見ると、各官人の出仕頻度はかなりまちまちである。尉にはA藏人尉、B紀伝尉、C追捕尉、D明法尉の区別がある^⑪で、各尉について見てみよう。

A藏人尉、B紀伝尉は「殿上(方)」に括られるもので、永久二年では藤原説雅・藤原資光が該当するのだが、この両人は全く別当家に出仕していない。彼らは〈政〉に参加することはあるものの、日常的に庁務に携わることにはなかったため、別当家に出仕する必要はなかったのだと考えられる。その他の尉は、いずれもC追捕尉であるが、その出仕状況を確認すると、比較的良好に出仕

している源重時・平宗実・橘説兼らと別当家にはほとんど現われない平忠盛との個人差が目立つ。追捕尉の活動は概して独立性が高く、各人の活動状況に応じて出仕の程度にはかなりの差があったようである。また、当時、追捕尉は院・撰関関係者で占められ、その直接の指揮下で権門内部の事件処理に当たるケースがあったことも、使庁の官人としての活動にバラツキが生じる一因だったのではなからうか。

これに比べて、志・府生は各人ともよく出仕していたと判断することができるだろう。志・府生は京中の警察・司法活動に従事する傍ら、いわば「別当の耳目・手足」となって活躍する（「別当の」直屬事務官僚スタッフ）として使庁の運営を支えていたと言える。^⑩なかでも、通常二・三名置かれていた道志は使庁にもち上がる法律問題や運営全体の問題の解決に不可欠な存在であった。

以上のように、尉（藏人尉・紀伝尉は除く）・志・府生の各官人が別当家の「庁座」に連日参上して、別当の指示の下で庁務に当たっていたのである。

次に、いわゆる刑事的な事件の処理のあり方を通じて、彼らの活動を概観してみよう。

事件の報せをうけた官人はこれを別当に報告したが、その際、別当は官人に「可_レ沙汰」・「可_レ尋」と指示するのが一般的で、以後、犯人の搜索や諸司・諸家・寺社との折衝およびその経過の別当への報告などを経て、最後は犯人の逮捕・請取に至るまで、その官人は担当官として事件の搜索に従事することになった（担当官制）。

『中右記』では、犯人の逮捕・請取が完了した段階で、担当官がその身柄を別当家の「門前」に将来するケースが多く見られる。

〈史料1〉 『中右記』永久二年

①五月六日条

資清將_ニ来昨日法師。令_レ問之処。承伏了。給_ニ左獄_一了。

②九月廿八日条

資清来云「女盜將參。已承伏」者。任法可禁之由仰了。

この二例は百例近く検出できる記事のごく一部に過ぎないが、①五月六日条は、殺害犯の下法師を「門前」に將來して勘問した上で獄に禁じたというものであるし、②九月廿八日条でも、すでに「承伏」済みで、勘問の必要はなかったにもかかわらず、犯人を別当家に將來していることが分かる。このような「門前」（またはそれ以前）における勘問は、しばしば「大略令問」（三月四日条など）と記されているので、以下、〈略問〉と称することにしたい。

以上のような慣行は、使序における裁判手続きの一部として確立していたと思われる。

〈史料2〉 『山槐記』 治承三（一一七九）年正月十三日条

強盜出雲前司朝時前式部少輔教綱男皇太后宮大夫朝方卿孿子党類四人。右大夫尉兼綱朝臣去年召取。去比可遣獄所之由。為藏人頭皇太后宮権大夫光能朝臣奉行被仰下。有猶預事。于今不遣。然而勅定・院宣・関白仰切了之由。重頭権大夫所示也。於予門須可召問也。而兼綱朝臣。依頼政正卿所勞危。尚以不可来云々。雖可渡他官人。勅定切了。雖不来門前。直可遣獄之由。令道志明基仰兼綱朝臣。心中聊有存旨也。

この記事によると、檢非違使尉源兼綱は強盜出雲前司藤原朝時の党類四人を召し取り、獄に遣わすことになっており、そのため、「於予（＝別当・権中納言・左衛門督藤原忠親）門。須可召問」だったのだが、兼綱の養父頼政の「所勞危」により「尚以不可来」という有り様であった。そこで、別当忠親は、「雖不来門前。直可遣獄」ことを兼綱に指示することになったというのである。

すなわち、犯人の身柄は、いったん別当家の「門前」を経由した上で禁獄などの処罰をうける仕組みになっていたのである。『中右記』を見ると、軽犯から重犯まで、権門との「縁」をもつ者もまたない者も全て別当家に將來されているので、このような手続きは、十二世紀前期にはすでに確立していたと判断してもよいだろう。

「門前」で官人の〈略問〉をうけた犯人に対する処分を見てみると、犯人が犯行を「承伏」した場合、官人は「庁座」に着した別当に報告して、別当は直ちに判決を下していた。判決は、①給_二左右獄、②給_二左右政所、③（暫）可_レ令_レ候_二散禁、または単に（暫）可_レ令_レ候_二の三類型に分類できるが、これらは、使庁で行なわれていた三種の拘禁刑、すなわち①獄、②獄政所、③便所にそれぞれ対応するものと思われる。当時、この三種の拘禁刑は体系化されつつあり、どのような犯罪にどの拘禁を適用するかというマニュアルも作成しうるような段階にあった。そのため、別当が即座に判決を下すことが可能だったのである。これに対して、「不承伏」の場合は、犯人の身柄をしばらく留置して、さらなる勘問を指示するのが一般的であった。

以上のように、別当家の「門前」は、犯人を将来し、〈略問〉して判決を下す場として日常的に機能していた²⁸⁾。また、ここでの判決は最終的なもので、これによって事件の捜査は終了することになっていた。『中右記』永久二年記の記事を通覧した印象では、事件の多くは、この「門前」の〈略問〉で解決していたのではないかと思われる。

- ① はじめに註⑧拙稿。
- ② 『山槐記』仁安二（一一六七）年四月廿三日条。
- ③ 『中右記』寛治六（一一〇九）年正月三日条、『公教公記』永治元（一一四一）年正月二日条。
- ④ 清田善樹「検非違使の支配地域と裁判管轄」（『年報中世史研究』創刊号 一九七六年）に、下文の実例として建永元（一一〇六）年正月六日の検非違使下文（成管堂文書）が紹介されている。
- ⑤ 『葉黄記』宝治二（一一四八）年十一月四日条。
- ⑥ 『庁始』における雑犯の次第は『山槐記』治承二（一一七八）年正月三日条に詳しい。
- ⑦ 『公衡公記』弘安十（一一八七）年正月廿八日検非違使庁始記。この他、『山槐記』久寿二（一一五五）年三月八日条における別当・権
- ⑧ 中納言・左兵衛督藤原忠雅の〈庁始〉の記事からも「庁座」の鋪設は判明するが、『公衡公記』と基本的に変わりはない。
- ⑨ 『山槐記』治承三（一一七九）年正月廿日条、廿三日条。
- ⑩ 本郷忠子「中世文書の伝来と廃棄」（『史学雑誌』一〇七―一六 一九七八年）。
- ⑪ 『山槐記』治承三年正月廿日条には「此事（＝赤辛権の撤去）。憚_二日次之申。見永久三年十二月十九日明兼記。四条民部卿忠教憚_二翌日々次。赤辛権一兩日返留之」と見えているが、『公卿補任』によると、藤原忠教の別当辞任は保安三年十二月十七日で、「永久三年」は保安三年の誤りであろう。なお、『明兼記』の記主は明法博士・検非違使志中原明兼。

⑫ 『山槐記』久寿二(一一五五)年三月八日条。

⑬ 表(3)は、別当家に出仕した者と別当の出仕先に祇候した者をカウントしたもので、同日中に数回現われた場合も一回と数えている。宗忠が出仕した官人を全て記していたとは思われないが、官人の出仕状況のおおよそは判断できるだろう。なお、各官人の出自と経歴については満富真理子「院政と検非違使」(『史淵』一〇四 一九七一年)、高田かほる「白河院政期における検非違使の側面」(『湘南史学』七・八合併号 一九八六年)を参照のこと。

⑭ 北畠親房の「職源抄」下・検非違使は「昔者、廷尉佐着大五行屋中古以来不着之」と記しているが、佐が日常的に別当家に出仕することは当初からなかったのではないかと思われる。

⑮ 米谷豊之祐「院政期検非違使歴名及び附考」(同「院政期軍事・警察史拾遺」一九九三年。初出は一九八九年)。

⑯ 「小右記」治安三(一〇二三)年四月四日条。

⑰ 米谷豊之祐「院北面武士追考」(註⑮)同著書。初出は一九九〇年)。

⑱ 志に比べると、府生の出仕日数はかなり劣るが、これは、当時の府生伴有貞・内蔵経則兩人がともに「所旁」と称して出仕を怠りがちであったという事情によるものと思われる(三月廿日条、四月八日条、六月十一日条、七月二日条、四日条)。

第二章 使 庁——政と内問——

第一章では、別当家における庁務のあり方を検討してきたが、その全てが別当家で処理されていたわけではなく、左衛門府に置かれた使庁の政舎でも依然として庁務は続けられていた。それが〈政〉と〈内問〉である。以下、その内容を明らかにしてゆきたい。

⑲ はじめに註⑥戸田著書。註⑰米谷論文。

⑳ 藤原朝時は藤原式家に属し、「尊卑分脈」には「従五下。出羽守。為朝方子。為強盜。仍為大夫尉源兼綱。被擯禁獄也」と見える。

㉑ はじめに註②義江の論文。

㉒ 「禁法略抄」は、「禁獄・「政所禁」・「便所禁」のそれぞれに該当する犯罪を列挙している(国書逸文研究会編「新訂増補国書逸文」七・政要、二〇三頁。一九九五年)。その作者は、「本朝書籍目録」に「明法博士坂上明兼撰」と見えているが、坂上(中原)明兼は天永二(一一二二)年から大治五(一一三〇)年までの長きにわたり志・尉として使庁の運営を支えていた人物で、永久二年当時に志として在任していた。その記述は、明兼の検非違使在任時における慣行を伝えるものと判断できる。

㉓ 別当自身による判断が難しいケースでは道志・法家などに諮問して、その回答に随って別当は判決を下していた。道志に対する諮問は二月八日条、十二月一日条、法家に対する諮問は六月四日条をそれぞれ参照のこと。

㉔ この他にも、①事件・相論の当事者同士の対決(二月廿三日条、三月五日条、七月十二日条)、②疵の実検(五月廿五日条)、③贓物の礼返(十一月四日条)など別当家の「門前」は様々な行事の舞台になっている。

第一節 政

〈政〉については別稿で内容とその沿革に触れているので、ここでは、その要点だけをまとめると、次のように整理できる。^①

(1) 〈政〉の類型

〈政〉には①政始、②庁政、③議政、④過状政、⑤着欽政が存在した。このうち儀礼的・形式的な政始と毎年五月・十二月に定期的に行なわれる過状政・着欽政を除いた庁政・議政が使庁における日常的な庁務の中心行事で、本来、毎日行なうのが原則であった。

(2) 〈政〉の行事

その行事として①供給、②召名、③雑犯、④勘問、⑤定（合議）、⑥進過状、⑦着欽、⑧免物などを挙げることができ、このうち着欽は着欽政に固有の行事であるが、その他はいずれも通常の庁政・議政でも行なわれている。これらは犯人の召喚から刑罰の執行に至る裁判の全過程を包摂しているので、〈政〉は使庁の裁判業務を集約する場であったと評価することができる。また、〈政〉は毎日行なう原則であるため、本来、庁務の全てが〈政〉において処理されることになつていたと考えられる。このような〈政〉の運営原理として「一揆」という語が見える。^②この理念は、古代官司制の運営原理である「共知」の理念に通じるところがあるように思われる。

(3) 〈政〉の参加者

〈政〉は佐・尉・志・府生の各一員以上を定足数とするが、別当はそこに参加しない。〈政〉は佐が主宰する儀で、「無^レ止庁事」・「城外事」を除く事件は「尋常之政」で別当に申さず佐以下が処理する慣例であった。^③これに対して別当は、〈政〉の翌朝、その行事を記して別当に提出される「政申文」という文書を介して間接的に指揮・監督に当たることにな

っていた。^⑥

以上のように、〈政〉は、本来、庁務の中核となる行事であったと評価できるのだが、永久二年においては計九回、しかも、恒例の政始・過状政・着欽政を除くと、年に二回行なわれていたに過ぎない（表(1)参照）。この程度の開催で使庁の裁判業務が十分に消化できていたとはとても思われれない。そこで、注目されるのが〈内問〉の役割である。

第二節 内 問

戸田芳実氏は「勘問の仕方には大別して、内問と拷訊（拷問）の二つがあった」と述べ、〈内問〉を拷問の対義語と解されている。^⑦確かに、このような用法の存在は否定できないが、『中右記』では明らかに〈内問〉でも拷問が行なわれている。^⑧

〈史料3〉 『中右記』永久二年

①三月十三日条

早且參院。御物忌也。仍以加賀守ニ奏事。清実朝臣夜前進高太并従者三人事。仰云「先可拷訊従者三人」。……件事等仰志資清了。今日可_レ行_レ内問_レ之由仰含了。……内問檢非違使等帰来。重時・行重・明兼・有貞・資清等申云「高太従類。已不承伏」者。

②三月十四日条

早且參院。御物忌也。以伊予守令_レ申事。高太従者三人。昨日拷訊了。不承伏由也。

これは、二月廿三日の夜、権大納言源雅俊の命によって女を迎えに赴いた越中守源俊親一行が二条京極付近で何者かの襲撃をうけたという事件に関する記事である。^⑨犯人と指申された源清実所進の高太とその従者三人について、白河院は「先可拷訊従者三人」と命じているが、十三日条と十四日条を対比すれば、その拷問が〈内問〉で行なわれていたことは間違いない。^⑩

表(4) 『中右記』永久2（1114）年記に見える〈内問〉（計18回）

No.	月・日	指示	参加者	文書	備考
1	2・21		(志2)		註(1)。
2	3・4	○	志3	内問記	註(2)。
3	・11	○	尉2 志3 府生1	勘問記	海賊、延暦寺小綱遍範、源清実の高太従者4人を拷問。
4	・13	○	尉1 志3 府生1		源清実の高太従者3人を拷問。
5	・16	○	尉1 志3 府生1	勘問記	源清実の高太従者2人、院召仕・陰陽師を拷問。
6	・27	○	尉1 志1 府生1	勘問記	
7	4・20		尉1 志3 府生1		
8	・28	○	志3 府生1	勘問記	
9	5・22		尉2 志3 府生1	勘問記・拷問目録	嫌疑者11人を拷問。このうち覚実律師の下法師、平宗盛・平盛基の下女あり。
10	6・28		尉1 志2 府生1	勘問記	日向守有貞の従者を拷問。
11	7・16	○		内問記	日向守有貞の従者を拷問。
12	8・?	○			註(3)。
13	・20	○	尉2 志3 府生2	内問記	
14	・27	○	尉1 志3 府生2	勘問記	播磨守藤原長実の八条倉に入る窃盜嫌疑者を拷問。
15	9・9	○		内問記	
16	・19		尉2 志3 府生2	内問記	
17	11・27			内問記	強盜首源四郎大夫源武を拷問。
18	12・19	○			註(4)。

〔備考〕 註(1)「行重來云。有貞従者仁柴召進者。資清共令内問之次。承伏。是強盜同心者也」。

註(2)「尉・府生一人不參之由。明兼入夜來申也」。

註(3) 肥後守藤原国資の倉に入る窃盜嫌疑者に対して「内問之後可決」（8・12条）と見える。

註(4)「今日又可行内問之由仰了。是強盜疑者一兩出来之故也」。

それでは、〈内問〉とは如何なるものなのであろうか。表(4)は、『中右記』永久二年記の中から「内問」と明記された記事を抜き出し、別当の指示の有無・参加者・提出文書をまとめたものである。〈政〉との対比を念頭に置きながら、この表から次の三点を指摘したいと思う。

(1) 別当の指示によって開催すること。
月別の開催頻度を確認してみると、多い月で五回、少ない月では全く行なわれていないなど、その頻度に特定の傾向は認められない。「今日早可_レ行_二内問_一之由。仰_二檢非違使等_一了」（三月十一日条）とあるように、おそらく必要に応じて別当が開催を指示するものだったのであろう。

(2) 尉・志・府生が参加すること。
佐が参加した事例もないわけではないが、一般的とは言えない^①。その参加を条件とする〈政〉とは異なって、〈内問〉に佐の参

表(5) 〈政〉と〈内問〉の比較

	参加者	定足数	頻度	供給
政	佐以下 尉以下	あり なし	(毎日) 随時	あり なし
内問				

加は必要なかった。また、三月四日の〈内問〉は「尉・府生一人不参」という状況で志三名だけで行なわれているので(No.2)、〈内問〉には定足数もなかったものと考えられる。「後日召集他檢非違使等」(四月十七日条)、「一日召集檢非違使等」(七月十八日条)、「早催尋檢非違使等」(八月廿四日条)とあるように、^⑩複数の尉以下官人を召集して行なう点に〈内問〉の最も基本的な特徴があったのではないかと思われる。

(3) 「内問記」を作成して、別当に報告すること。

「内問記」は「申詞記」(八月廿一日条)・「勘問記」(九月十一日条)と言い換えられているので、勘問に当たる官人と犯人・証人との問答を宣命体で記すいわゆる問注記の様式を採っていたものと推測できる。^⑪「内問記」は別当に進められ、その判断材料に供された後、別当から院・撰関などに進覧されることも多かった。^⑫

以上の諸点を踏まえて、〈政〉と〈内問〉を対比すると表(5)のようになる。要するに、〈内問〉は、〈政〉に比べて開催の容易な、それ故に実務的な行事であったと評価することができるだろう。

それでは、庁務全体の中で〈内問〉はどのような役割を果たしていたのだろうか。

〈史料4〉 『公教公記』永治元(一一四二)年正月十七日条

清房將_レ来夜前犯人。満遠・清房・周光・志季盛等於_レ門問_二之_一。於_レ刃_二傷周光男者_一之犯_レ者伏了。□於_レ強盜_二者_一。申_レ不_レ仕_二之由_一者。早仰_レ可_レ行_二内問_二之由_一者。

これは、検非違使尉藤原周光男を刃傷した犯人則隆に対する別当・権中納言・左兵衛督藤原公教家の「門前」における〈略問〉の記事である。則隆は「刃_二傷周光男者_一之犯」を承伏したのに対して、「強盜」については「不_レ仕_二之由」を申し立てて承伏しなかったため、別当公教は、後者の件について「可_レ行_二内問_二」と指示を下すことになった。^⑬

すなわち、〈略問〉では承伏しなかった犯人に対して、尉以下の官人を召集して行なう勘問が〈内問〉だったのである。

開催が稀になった〈政〉の機能は、〈内問〉によって補われていたと言うことができるだろう。

- ① はじめに註⑧拙稿。以下、〈政〉に関する記述は全て本論文を御参考いただきたい。
- ② 天元五（九八二）年正月廿五日法家問答（『政事要略』卷六十一、五三三頁。頁数は『新訂増補国史大系』による。以下同じ）。
- ③ a 吉川真司「奈良時代の宣」、b 同「申文刺文考」（同「律令官僚制の研究」一九九八年。初出はそれぞれ一九八八年、一九九四年）。
- ④ 寛平七（八九五）年二月廿一日奉勅別当宣（『政事要略』卷六十一、五二八頁）。
- ⑤ 『政事要略』卷六十一（五二〇頁）。
- ⑥ 『西宮記』卷九・検非違使別当事（一二二頁。頁数は『新訂増補故実叢書』七による。以下同じ）。
- ⑦ はじめに註⑥戸田著書。
- ⑧ 『玉葉』文治二（一一八六）年八月十三日条に、摂政九条兼実が、ある刃傷犯に対していったん「可搦決」と命じてから「先内問之後。可及搦問。無左右搦決之条。無其理」と指示し直したことが見える。第三章註⑦で述べるように、搦問に先立つ内々の勘問というのは〈内問〉の原義であったと考えられる。
- ⑨ 事件の概要は三月六日条を参照のこと。その後の経緯は長谷山彰「検非違使序裁判手続における「怠状」「過状」の機能」（同「律令外古代法の研究」一九九〇年。初出は一九八八年）に言及がある。
- ⑩ 後掲表(4)を見ると、永久二年における計十八回の〈内問〉のうち八回に搦問の実施が認められるので、「中右記」の〈内問〉では、むしろ搦問をとまなうのが普通であったと言いうことができるだろう。この他、『公教公記』永治元年正月三日条でも、伊勢太神宮の訴申によつて搦問すべき者に対して、これを〈政〉と〈内問〉のいずれで行なうかを問題としているので、〈内問〉でも搦問を行なっていたことは確かだと思ふ。
- ⑪ 『殿暦』天元元（一一一〇）年五月十九日条には次のように見える。
去夜。右衛門権佐着庁。有内問。主上を奉呪詛。法師を問。件問注記持来。抑佐着内問。例。非分明。雖然。御堂御時。国家并中宮。御堂を奉呪詛。法師問時。着佐也。仍重隆着也。
天元元年の源満実・僧静実父子による鳥羽天皇呪詛事件（百鍊抄）天元元年七月卅日条、『殿暦』天元元年七月六日条、九日条などの際に行なわれた〈内問〉に検非違使佐藤原重隆が参加していたが、摂藤原忠実が「佐着内問。例。非分明」と疑問を呈しているので、逆に〈内問〉への佐の参加が異例であったことが分かる。なお、「御堂御時」は、寛弘六（一〇〇九）年正月に発覚した中宮藤原彰子・敦成親王・左大臣藤原道長呪詛事件における二月四日の〈内問〉を指しているものと思われる（寛弘六年二月八日明法勘申（『政事要略』卷七十、六〇二頁）、後掲表(6)No.1）。この二例以外に佐が〈内問〉に参加した事例は見当たらない。
- ⑫ 四月十七日条は同月廿日（No.7）、七月十八日条は同月十六日（No.11）、八月廿四日条は同月廿七日の〈内問〉（No.14）にそれぞれ対応している。
- ⑬ 問注記については瀧川政次郎「事発日記と問注状」（同「律令諸制及び令外官の研究」法制史論叢書第四冊 一九六七年。初出は一九五六年）。なお、五味文彦氏は、「愚昧記」紙背文書に見える五通の問注記のうち、「簡略な形式」をもつ永治二（一一四二）年四月三日源行真

申詞記〔平安遺文〕^⑥一四六七)を「内問記」と見なし、その他の「正式の勘問記」と区別されているが(同「絵巻で読む中世」5・ことばと絵 一九九四年)、これを「内問記」と見なすことはできないと思う。本文書の性格はなお検討を要するものの、羽下徳彦氏は「証人の尋問調査の如きもの」と述べ、問注記とは異なる文書である可能性を示唆しておられる(同「中世本所法における検断の一考察」石母田正・佐藤進一編「中世の法と国家」一九六〇年)。

^⑭ 問注記は別当以上への進覧を目的として作成される文書であるため、別当家の「門前」の(略問)ですぐに判決が下る場合、問注記を作成する必要はなかったと思われる。

^⑮ 関連史料は「公教公記」永治元年正月十四日条、十六日条。この事件は、正月十三日の夜、藤原周光男が参詣に赴く途中、橋の下で襲撃されたものである。嫌疑者として指申された則隆は、五位蔵

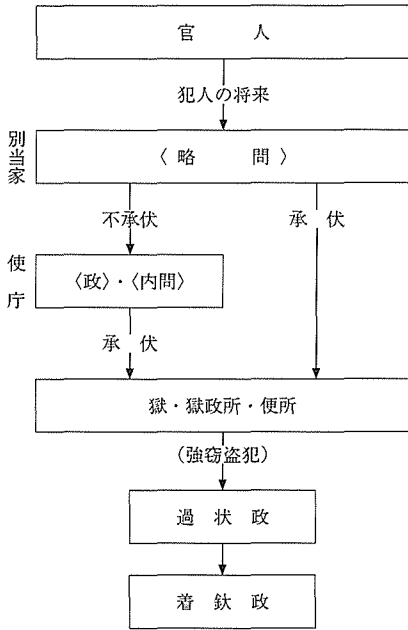
第三章 庁務の構造と変遷

本章では、第一章・第二章の分析に基づいて永久二年当時における庁務の構造を復元して、その仕組みがどのような過程を経て形成されたのかを考えてみたい。

使庁の裁判手続きに関する最もまとまった記述として利光三津夫氏の概説が挙げられるが、利光氏によると、その手続きは①通常裁判手続きと②略式裁判手続きに区別できる。^①通常裁判手続きでは、尉以下の官人が被疑者の取り調べに当たり、作成された問注記を別当に提出した。その後、別当は、問注記を評定にかけた上で、明法道出身の尉・志が提出する明法勘文のままに判決を下すことになっていたと言う。いっぽう、強窃盗犯を対象とする②略式裁判手続きでは、被疑者の自供もしくは確証が得られさえすれば、道志は直ちに着欵勘文を作成して、犯人を市に引き出した上で着欵できた

人・中務大輔藤原師能家に幼少より仕えていた侍で、その夜、周光男と同道する予定であったが、急に約束を違えたために嫌疑をうけることになった。「先日所_二擄取_一之強盜嫌疑之者ハ。件男_一一体分身者也者。被語件男。中人仕也と思給」と、周光はその動機を推測している。つまり、周光が先日逮捕した「強盜嫌疑之者」は則隆と「一体分身者也」と言われるほどに親しい仲間で、その男に「語ラハレ」て則隆は強盜の「中人」を働いたと疑われていたのである。(略問)で尋ねられた「強盜」は、この「中人」の件であったと思われる。なお、「中人」は『今昔物語集』卷廿九第六・放免共為強盜人家被捕語に見える「仲人」と同義で、内部から盗人の「手引きをした男」、つまり内通者のことであろう(『日本古典文学大系・今昔物語集』五・一五〇頁頭注)。

図(2) 12世紀における使庁の裁判手続き



されている。

しかし、利光氏の研究はなにぶんにも古いものであるため、今となっては修正を要する点も多い。そこであらためて、今までの分析を基礎に永久二年当時における使庁の裁判手続きを図式化すると、図(2)のようになる。

犯人の逮捕・請取が完了すると、事件の担当官は、その身柄を別当家の「門前」に将来した。「門前」(またはそれ以前)における「略問」で犯人が「承伏」した場合、即座に別当が判決を下して獄・獄政所・便所に身柄を遣わした。また、「不承伏」であった場合には、身柄を留置して、使庁の政舎における「政」や「内問」で計三度の拷問を繰り返すことが可能であった^②。その際に作成された問注記は別当に進覽され、これを判断材料にして別当は最終的な判決を下していたのである。

かつて別稿で触れたように、使庁では、本来、強窃盗以外の殺害・闘乱などは刑部省の「断」(量刑)を経た上で、五刑(死・流・徒・杖・笞)を科する仕組みになっていた^③。しかし、十世紀中期以降、刑部省の「断」が途絶えたため、使庁では禁獄を以て五刑に代えることがいわばなし崩し的に進行していったのだが、やがて十世紀末・十一世紀初以降、禁獄は獄・獄政所・便所への拘禁に分化して、「庁例」の刑罰体系を構成するに至る^④。したがって、強窃盗以外の一般事件は、別当が獄・獄政所・便所への拘禁を指示した段階で基本的に終結することになっていたのである。

これに対して、強窃盗については、すでに貞観年

表(6) 11世紀における〈内閣〉

No.	年(西暦)月・日	事 件 内 容	典拠
1	寛弘 6 (1009) 2・4	中宮藤原彰子・敦成親王・左大臣藤原道長呪咀事件における僧円能に対する勘問。	政
2	長元 4 (1031) 5・8	平正輔と平致経の合戦における証人に対する勘問。	左
3	永承 3 (1048) 8・27	賀茂上社内の神主賀茂成眞殺害事件における嫌疑者に対する勘問。	師
4	5 (1050) 8・12	「被問之囚有其数」。	宮
5	天喜 2 (1054) 8・9	佐伯法宗・賀茂閑犬子に対する勘問。	宮
6	康平 2 (1059) 8・4	清原末方に対する勘問。	宮

〔典拠〕 政：政事要略70・寛弘 6年 2月 8日明法勘申 左：左経記・長元 4年 5月 8日条
 師：師守記・貞治 2年 2月 15日条 宮：宮寺縁事抄・仏神事次第

間(八五九―七五)以後、取り調べから着欵・配役(刑罰の執行)までを専決する権限が使庁には与えられていた。そのため、別当の指示で拘禁された者のうち強窃盗犯に對してだけは、さらに過状政などで過状を徴収して、五月・十二月に市で開催する着欵政において着欵・配役することになっていたのである。したがって、強窃盗犯に對する手続きは「略式」というよりも、むしろ使庁における最も正式な手続きであったと言及することができる。着欵政が使庁の刑罰権を象徴する特別な儀礼として重視され、通常の〈政〉が衰退した後も存続し続けた所以である。

永久二年当時における庁務の構造は、概ね以上のように整理できる。もっとも、これによって全ての庁務が説明できるわけでもないのだが、おそらく大半の事件は、このような手続きを経て処理されていたと理解してよいと思われる。

それでは、以上のような庁務の仕組みは如何なる過程を経て成立したのであろうか。庁務は、本来、〈政〉において処理されるのが原則であったと思われる。〈政〉は、創設以来、檢非違使で行なわれていた行事を整備して、九世紀末に制度的に確立したものである。その行事は使庁の裁判業務を網羅したものである上に、毎日の開催を原則とするものであったから、当初は庁務の全てを〈政〉で処理する建前になっていたと考えることができる。そのため、十世紀中期頃までは〈政〉の毎日開催を促す施策がしばしば下されていたのである。

しかし、十一世紀初頃まで〈政〉は比較的よく機能していたようであるが、十世紀後期以降、その開催が次第に減少しつつあったことはおそらく間違いない。

十一世紀になると、表(6)に見るように、断続的ながら〈内問〉の存在を確認できるが、当初は、拷問に先立つ内々の勘問として存在していたらしい^⑦。

〈内問〉の初見は、寛弘六（一〇〇九）年正月卅日に発覚した中宮藤原彰子・敦成親王・左大臣藤原道長呪咀事件に際して行なわれた二月四日の「内問」である（No.1^⑧）。その内容は翌五日の拷問と「事情同」と記され、法家の罪名勘申は専ら後者に依拠しているので、四日の「内問」は五日の拷問に先立つ、いわば予審の役割を果たしていたと言うことができる。また、長元四（一〇三二）年正月以前に伊勢国で生じた平正輔と平致経との合戦をめぐる『左経記』の記事においても、両者が進めた証人をそれぞれ拷問したところ、その証言は「内問詞并各主申詞」と異ならなかったため、別当・参議・左兵衛督源朝任は記主参議・左大弁源経頼に「経三度拷問後。可_レ申一定_二欺_一」と述べている（No.2^⑨）。いずれの〈内問〉も、拷問に先立つ内々の勘問を意味していたと理解してよいだろう。

これに対して、『宮寺縁事抄』に見える永承五（一〇五〇）年（No.4）、天喜二（一〇五四）年（No.5）、康平二（一〇五九）年（No.6）の各「内問」では、いずれもやはり拷問は行なわれていないのだが、それぞれに「被_レ問之囚。有_二其数_一。然而無_二拷訊_一」、「件事。依_二承伏_一不_レ拷」、「但不_レ行_レ拷」と特記されているので、逆に、この頃までに〈内問〉は拷問の実施を前提とするものに変化していたのではないかと推測することができる。

要するに、本来、拷問に先立つて行なわれる内々の勘問を意味していたと思われる〈内問〉は、〈政〉の開催が減少するにつれて、拷問をとまなう勘問へと変化して、庁務に占める役割を増しつつあったと考えられるのである。

しかし、より根本的な変化は、別当家の機能の拡充にあつたのではないかと思われる。河音能平氏は「撰関期には、いまだ庁屋は、本来の左衛門府におかれていて、別当は庁屋に出仕して庁務をとっていた」と推測されているが、別当は〈政〉に参加しないため、左衛門府の使庁にはもともと出仕していなかったと思われる。したがって、別当は、早くから出仕先である内裏の他に私第においても庁務を執っていたことは間違いない。

長徳元（九九五）年四月廿五日から翌二年九月廿五日まで別当の任にあつた藤原実資の『小右記』を見る限りでは、『中右記』と同様に、官人が別当の許に訪れて、その指示を仰いでいた様子が知られるが、^⑩、庁務全体の中で別当家がどの程度の役割を果たしていたのかを判断するのは難しい。しかし、十一世紀初頃まで〈政〉がある程度有効に機能していたらしいことに鑑みれば、その役割を過大に評価することはできないのではなからうか。

そこです、〈庁始〉のあり方から別当家の機能の拡充を間接的に推測してみたい。

〈史料5〉

(a) 『御堂閔白記』長和二（二〇一三）年十二月廿日条

別当行免^(物)云々。次別当宣奉行。初知^(物)庁事云々。即来^(物)参大内。召^(物)出火長・隨身等^(物)見之。

(b) 『朝野群載』卷十一・廷尉^⑪

①寛弘三（二〇〇六）年七月十七日檢非違使勘申

勘申 未断左右獄囚事

合式人

左一人 佐賀名酢丸 依^(物)闕乱^(物)禁^(物)六月十五日^(物)藤原頼信禁

右一人 伴 友助 依^(物)窃盜^(物)禁^(物)六月十日^(物)藤原忠禁^(物)

以前。獄囚勘申如^(物)件。

寛弘三年七月十七日

左衛門少志尾張如春

右衛門少尉豊原

左衛門少尉縣犬養

②寛弘三（二〇〇六）年七月十七日別当宣

被別当宣稱「佐賀名胙丸。有可令弁申之事。所召禁也者。尋其由緒。可謂小憊。宜從宥免。殊給身暇」者。

寛弘三年七月十七日

防鴨河使判官右衛門少尉豊原

新任別當時。注「未断囚可原免之輩。進勘文也。□□法師・童・女之類不注。別当相計被行免物。但件別当宣有用意可書也。（後略）

(a) 『御堂関白記』の記事は、前日に別当に就任した権中納言・右衛門督藤原教通の〈庁始〉と〈出仕始〉を記したものである（表(2)No.2）。この記事から判明する〈庁始〉の行事は「免□^物」と「別当宣奉行」であるが、この二つの行事は実は一連のものであった可能性が高い。

(b) 『朝野群載』の注記からも知られるように、使庁では別当の新任に際して未断囚の一部を放免する習わしになっていたが、寛弘三（一〇〇六）年七月十七日の日付をもった①検非違使勘申と②別当宣は、前月廿六日に別当に就任した参議・左兵衛督藤原懐平の〈庁始〉に使用された文書であったと思われる（表(2)No.1）。そこで、①と②を対比すると、未断囚のうち放免すべき者を注した勘文を官人が進め、これに基づいて別当が宣旨を下し、免物を行なっていたことが分かる。したがって、(a)の記事に見える「別当宣奉行」は、未断囚の放免を命じた別当宣を官人が奉行したものと理解することができる^④。

この記事から〈庁始〉の全貌は知られないのだが、推測するに、このように別当の新任に際して最初に免物の別当宣を下し、これを官人が奉行するというのが〈庁始〉本来の姿だったのではなからうか。これに比べると、十二世紀以降の〈庁始〉は、より複雑な構成をもった儀式として発達を遂げている。しかも、その間、永久二年で通常の勘問であったものが、以後の〈庁始〉では雑犯に変化していることが知られる。したがって、十一世紀から十二世紀にかけて、〈庁始〉の行事は次第に整備され、確立される過程にあったと言いうことができるだろう。

このような変化は、庁務全体の中で別当家の果たす役割が次第に大きくなりつつあったことの反映ではないかと思われる

る。すなわち、十世紀後期以降、〈政〉の開催が次第に減少するにつれて、別当家の機能の拡充が図られていったものと推測できるのである。

実際に、十一世紀中頃までには、『中右記』によって明らかにしたのと同様の庁務のあり方を認めることができる。

まず、記録史料の増加によって使庁の活動を具体的に把握できるようになる十世紀後期以降、ある官人が事件の捜査に一貫して従事する担当官制の存在を確認できる。捜査の際の便宜を考慮するならば、担当官制はさらにさかのぼって存在していた可能性も高いと思う。

また、官人が犯人を別当家に将来する例も見えるようになる。

〈史料6〉『小右記』万寿四（一〇二七）年五月廿七日条

中将告云「景理牛童在彼宅^(者カ)之。可遣成通^{成通}敷^者。乍驚召遣成通。即参来。令仰事由。頃之帰来云「先申別当。々々云

「今朝景理来云「犬男丸非景理牛童。左京大夫経親牧童也。誠雖通家可依事^事実^者」者。先罷向景理朝臣許。申云「件童者左

京大夫童也。即在彼宅。昨今遣車已所見給。榻置由所聞^{左京大夫往敷}者。仍向源中納言家^{左京大夫往敷}。令触事由。即召出件犬男丸。請取

将向别当許。别当云「今日内召集傍官人等可令^令訊^者」者。大略問申云「犬男丸名。牛童多有此名。件事一切不知給。亦不

知^レ彼春童丸面^レ」者。成通来云「令見^令春童丸。非此童。所申縦横。正輔朝臣牛童説云々^者」者。仰云「触^レ别当能可^レ尋行事

也」。

この史料は、同年二月七日に右大臣藤原実資家の車副助光が殺害された事件で、実資の命をうけて捜査に従事していた検非違使志中原成通が殺害犯の同類と目された左京大夫源経親の牛童犬男丸を経親の父である権中納言源道方から請け取り、その身柄を別当・参議・左兵衛督藤原経通の許に将来したところ、「今日内召集傍官人等可令^令訊^者」という指示をうけたことを示している^⑧。别当の指示は、本稿の理解によれば、尉以下の官人を召集して行なう〈内問〉の開催を意味しているのではないかと思われる。以下に続く「大略問」が〈略問〉と〈内問〉のいずれに当たると判断しにくい、こ

の記事から、別当家への犯人の将来↓〔門前〕における〈略問〉↓〈内問〉という手続きを復元することが可能だろう。したがって、『中右記』から検出したのと同様の庁務のスタイルは、それがどの程度一般化していたかは確認できないものの、十一世紀中頃にはすでに存在していたと言いうことができる。

このような別当家の「門前」への犯人の将来と〈略問〉の定着が〈内問〉の内容に変化をもたらした今一つの要因だったのではなからうか。すなわち、〈略問〉が定着すると、これを〈内問〉と区別することによって別当家における〈略問〉↓使庁の政舎における〈内問〉という手続きが成立する。その結果、〈内問〉は本来の内々の勘問から〈略問〉の次の段階で行なわれるより本格的な勘問へと変化したのだと考えられる。逆に言えば、〈内問〉の変化は〈略問〉の定着、すなわち別当家の機能の拡充を示していると言いうことができるだろう。したがって、〈内問〉の内容の変化が認められる十一世紀中頃までには、別当家の機能の拡充はかなりの程度進行していたものと推測できるのである。^④

以上、推測にわたる部分が多く、史料解釈にもやや恣意的な面が残るのだが、おおよそ十世紀から十二世紀に至る庁務の変遷を跡付けてきた。その結果、かつて小川清太郎氏が指摘された〈使庁から別当家へ〉という流れに沿った形で修正を加えて、庁務の具体的な内容とその変化の時期についてある程度の見通しを与えることができたと思う。

大きな変化は十一世紀を通じて進行した別当家への庁務の集中に求めることができる。それでは、なぜ庁務は別当の許に集中することになったのであろうか。

- ① はじめに註⑤利光・長谷山著書。
- ② 『獄令』35察獄之官条、『断獄律』9拷囚不過三度条。なお、『左経記』長元四（一〇三二）年五月八日条、『中右記』康和四（一一〇二）年八月十九日条、永久二年七月二日条なども参照のこと。
- ③ 拙稿「撰問期裁判制度の形成過程」〔日本史研究〕三三九 一九九〇年。
- ④ はじめに註②義江b論文。
- ⑤ 長谷山彰氏は「通常裁判手続きにおいても過状が作成されていた」と述べておられるが（同「古代末、中世における使庁裁判制度の変遷」はじめに註⑤利光・長谷山著書など）、陣定に断罪資料として提出する場合などを除き、使庁における通常の裁判手続きで過状の提出を求められたのは、着欵・配役される強盜盜犯だけであったと思われる。

る。

⑥ はじめに註⑧を描稿。

⑦ 「獄令」35 察獄之官条に「凡察獄之官。先備五聽。又驗諸証信。事状疑似。猶不首實者。然後拷掠。(後略)」、「斷獄律」8 訊囚条に「応訊囚者。必先以情審察詞理。反復參驗。猶未能決。事須訊問者。立案同判。然後拷訊。違者答五十。(後略)」とあるように、律令制下の裁判手続きでは拷問に先立って犯人の供述と事件の証拠を取り調べるのが原則であった。このような拷問に先立って行なわれる勘問が〈内問〉の制度的淵源だったのでないかと思われる。第二章註⑧で引用した「玉葉」の記事に見える「内問」の語は原義がそのまま後世まで残存したものではなからうか。

⑧ 寛弘六年二月八日明法勘申(『政事要略』卷七十・糺彈雜事、六〇二頁)。関連史料は「日本紀略」寛弘六年正月卅日条、二月五日条、廿日条、「百鍊抄」寛弘六年二月四日条、「権記」寛弘六年二月一日条、四日条、五日条など。

⑨ 「左経記」長元四年五月八日条。この事件については、高橋昌明「清盛以前」第一章・伊勢平氏の成立(一九八四年)を参照のこと。

⑩ 「宮寺縁事抄」仏神事次第・放生会前後事(『大日本古文书』家わけ四ノ五・石清水文書之五)。この史料は、天曆元(九四七)年から延久四(一〇七二)年に至るまでの間に八月十五日の石清水放生会以前に行なわれた〈政〉と〈内問〉の先例を列挙したもので、その典拠は定かではないが、検非違使序における「日記」(『権記』長保二(一〇〇〇)年十二月廿七日条)・「勘問日記」(『政事要略』卷六十一・糺彈雜事、五二七頁)、あるいは延久年間(一〇六九―七四)に検非違使佐であった藤原季綱が撰したと伝えられる「検非違使序日記」(『中右記』康和四(一一〇二)年九月十四日条)など、使序側の記録に基

づくものであった可能性が高いと思う。

⑪ 河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」(同「世界史のなかの日本中世文書」一九九六年。初出は一九九〇年)。

⑫ 例えば、「小右記」長徳二年四月廿八日条、六月十日条、十七日条、廿五日条など。

⑬ 「朝野群載」卷十一・延尉(『新訂増補国史大系』二九一頁。以下同じ)。

⑭ 大隅清陽氏は、「別当宣奉行」を「別当着任の事実を官人等が承知する」という意か」と解釈されているが(山中裕編「御堂関白記念注釈」長和二年 一九九七年)、別当の補任(または如旧)の宣旨の奉行は〈政〉で行なわれていた(『康平記』康平四(一〇六一)年十二月十三日条、「山槐記」治承三(一一七九)年二月十六日条、「経俊卿記」宝治元(一二四七)年十二月廿五日条。また、中納言・左兵衛督平惟範を別当に任じた延喜八(九〇八)年三月五日弁官宣旨(『朝野群載』卷十一・延尉、二五六頁)の奥に「奉行」として佐以下の官人が加著している事実は、別当補任の宣旨の奉行が佐の参加する〈政〉で行なわれたことを示唆している。なお、別当補任の方式については渡辺直彦「検非違使別当について」(同「日本古代官位制度の基礎的研究」増訂版 一九七八年)を参照のこと。

⑮ 関連史料は「小右記」万寿四年二月十一日条、四月廿一日条、五月廿一日条、廿二日条、廿七日条、廿八日条、廿九日条、「小記目錄」第十七・闘乱事。

⑯ 庁務が別当の許に集中した結果、やがて〈内問〉も別当家の「門前」に移動したようである。〈内問〉は、本来、使序の政舎で行なわれたと考えてよいと思われるが、鎌倉時代になると、たまたま目に触

れた『葉黄記』宝治二（一二四八）年八月廿五日条、『古今著聞集』卷十二・中納言兼光検非違使別当の時慶居の盗人を内問の事に見える二例はいずれも別当家の「門前」を舞台にしたものであるし、南北朝時代の『師守記』貞治五（一二六六）年十月六日条に見える同年九月

廿三日の「内問評定始」も別当家で行なわれていたらしい。さらに検討は要するものの、「内問」も、使庁から別当家へと移動する動向を看取できるのではなからうか。なお、以上の他に「内問」は「河原」で行なわれたケースも存在する（七月十六日条。表(4)No.11）。

第四章 庁務の変化の背景

本章では、使庁内部の問題と外部の問題の両面から、庁務が別当の許に集中した背景を探ってゆきたいと思う。まず、使庁内部における変化から見てゆこう。

本来、検非違使は天皇の直接の指揮下で活動する存在で、当初、別当の役割は副次的であったと考えられるのだが、九世紀末以降、別当の権限が伸張する傾向にあったことは間違いない。その結果、例えば、十世紀後期の『西宮記』が「凡使雑事。無巨細一向別当所進退也」、「物使雑事。非蒙別当处分。佐已下輒難進退」と記しているように、別当が使庁を統轄するという基本原則が強調されることになったのである。

しかしながら、この原則は〈政〉が日常的に開催されていた段階におけるものであることに注意する必要がある。いっぽうで、十一世紀初期の『政事要略』に「尋常之政。佐已下官不申別当。任例勤行」と見えることが示しているように、〈政〉が庁務の中核に位置し、それに別当が参加しないものである以上、その後と比較した場合、別当による庁務の掌握に自ずから限界があったことは否めないと思うのである。

それでは、十世紀後期以降における〈政〉の衰退は庁務にどのような影響をもたらしたのであろうか。〈政〉がほとんど行なわれなくなった十二世紀の状況から考えてみたい。

〈政〉の開催の減少とは、とりも直さず官人が一堂に会する機会が減少したことを意味する。そのため、官人全員が承

知すべき事柄は「廻文」によって伝達されることになっていた。「廻文」は、通常の別当宣の書き止めを「依別当宣」所廻如件」と変更した様式をもち、奉者を奉行として関係者全員に触れ回る仕組みになっていた^④。使庁における初見は『中右記』永久二年記で、白河院御幸の際の作路（三月廿三日条）、賀茂祭における使庁下部の過差禁制（四月八日条）、「飼小鳥・小鷹」の禁制（九月八日条）などの行事・禁制について「以廻文告催了」、「早可廻告檢非違使也」、「則可仰廻之由下知了」と見えている。

また、官人間の意思伝達には「書状」が用いられた。応保二（一一六二）年六月廿三日、二条天皇を呪咀したことによって修理大夫源資賢以下四名が流罪に処せられた時、「追使」を命じられた檢非違使府生清原季光は、同じく「追使」に命じられながら、その場に居合わせなかつた志中原基広に「書状」で命令を伝達しているが、その際、「書状常事也。参会邂逅事也」と記している^⑤。

以上のように、〈政〉の開催が減少し、官人が参会する機会が稀になったため、使庁内部における命令・意思の伝達には「廻文」・「書状」の使用が一般化していたのである。これは、使庁の日常的な活動の多くが各官人の許にいわば個別化・分散化していたことを示していると思われる。

このような各官人の庁務を支える拠点になったのが、その私宅であったと思う。やや時代は下るが、『古今著聞集』には興味深い説話が載せられている。

鎌倉時代前期、「強盗の棟梁」として知られた小殿は「おもふ様」があつて檢非違使尉中原章久の許に自首して来た。これに対して、章久が「左右なくうけとるべけれども、其儀なくして答ける」、その内容は次のようなものであった。

〈史料7〉『古今著聞集』卷十二・強盗の棟梁大殿小殿が事

いまは使庁の庁務停止したるなり。かつはき、もおよぶらん。年来つくりをける籠（様）どもみなうちやぶりて、仏所につくりなどして、一向庁務をとめて、後世のことをいとむなり。徳大寺殿に祇候の源判官康仲こそ、当時ことに高名をたてんとする人なれ、か

しこに行て、この子細をいは、さだめて悦おもはんずらん。

「いまは使庁の庁務停止したるなり」とあるように、当時すでに章久は庁務から引退しており、「年来つくりをける籠（様イ）どもみなうちやぶりて、仏所につくりなどして、；後世のことをいとなむ」という毎日を送っていた。^⑥そのため、小殿を請け取らずに大納言徳大寺実基に祇候する検非違使尉源康仲の許への出頭を勧めたのである。

この説話から、章久の私宅には「籠」＝拘禁施設が備えられていたことが分かる。使庁の官人たちは私宅に拘禁施設を設け、犯人の拘留に当たっていたのである。

また、『発心集』のある説話で、「現在の住居は）中々しづかに待るを、隣りに検非違使の侍りつる間に、罪人を責め問へる音なんどの聞こえてうるさく侍りつれば、罷り去りなばや」と、ある僧が語っているところを見れば、^⑦その私宅は勘問・拷問の場としても利用されていたらしい。

すなわち、官人の私宅は勘問・拷問および拘禁の場としての機能を備えた、いわば小検非違使庁としての役割を果たしていたと言える。久安五（一一四九）年二月廿二日、使庁の下部によって捕えられた散位光業なる者が検非違使尉源為義の許に連行され、勘問をうけたことが見えているので、^⑧このような官人宅の役割は、院政期にはすでに存在していたと判断してもよいだろう。

使庁の裁判手続き上、官人宅の役割は、原則として犯人の身柄を別当家に将来する以前の段階にのみ機能しうるものである。しかし、告井幸男氏が強調されるように、撰闋期以降、別当以外の公卿の指示をうけて、その家政に関わる事件の捜査や犯人の制裁に官人が従事することがしばしばあり、^⑨また、日常の警察・司法活動の中で官人が恣意的な拷問や制裁に及ぶことも皆無ではなかったと思われるので、現実に官人宅が果たしていた社会的な役割は裁判手続きの原則以上に大きなものがあつたと推測できるのである。

以上、〈政〉の衰退によって官人が参会する機会が減少したために、日常的な庁務の多くが各官人の許に個別化・分散

化して、各官人はその私宅を拠点に庁務を遂行するように変化したことを指摘してきた。十二世紀以降の史料を中心に論を進めてきたが、〈政〉の衰退が十世紀後期頃から想定できることを考慮すれば、以上のような変化は、十一世紀以降、徐々に進行しつつあったものと考えることができよう。また、このような変化と並行して、第一章で触れたように、公事の「分配」が行なわれ、保檢非違使・寄檢非違使・寄押使・夜廻檢非違使・陣直檢非違使など使庁内部における分掌体制が整えられることになったのである。

ここで指摘した①各官人の許への庁務の個別化・分散化という事態と第三章で強調した②別当の許への庁務の集中という事態は、一見矛盾したもののように思われる。しかし、実はそうではなく、両者は表裏の關係にある現象と考えるべきなのだと思う。すなわち、本来、庁務は佐が主宰する〈政〉の場で統合されていたはずなのだが、〈政〉が衰退し、分掌体制が整えられ、各官人の許に日常的な庁務の多くが個別化・分散化するのに随って、庁務をいわば再統合する場として別当家の機能の拡充が図られ、別当の許に庁務が集中することになったと考えられるのである。

いっぽう、ここでは要点のみにとどめ、詳細は別の機会に論じてみたいが、使庁外部の問題、すなわち使庁をとり巻く体制の変化という問題も見逃し得ない要因であると思われる。

別稿でも論じたように、摂関期以降、平安京では諸司・諸家の雑任・家人による闘乱・濫行事件が頻発し、その後、寺社の僧侶・神人なども加わって秩序の混乱は日常化した^⑩。摂関・院政期の闘乱・濫行事件の多くは、単に当事者間の問題としてではなく、お互いが所属する権門間の問題として現象する点に特色がある。その際、加害者側が被害者側に下手人を引き渡す下手人制のように、権門間の交渉だけで事件の解決を図るシステムも一部には認められるが、多くの場合、使庁が介入して事件の処理に当たるケースが一般的である。したがって、事件を処理する過程で、使庁は権門との折衝や権門間の利害の調整を円滑に進めてゆく必要があったのだが、交渉には法的な判断だけでなく、政治的な判断や配慮が求められたから、天皇・院・摂関の意向もうけながら、別当が中心になって交渉を進めてゆかなければならない。すなわち、

権門体制への傾斜が深まる中で、使庁が権門間の利害調整に当たり、いわば体制の接着剤としての役割を果たしてゆくためには、別当の許に庁務を集約するシステムを作り出すことが不可欠であったと思われるのである。

このような庁務を統合する者としての別当の立場を端的に示しているのが、別当家への犯人将来という手続きであったと思う。

第一章で明らかにしたように、十二世紀における使庁の裁判手続きでは、官人はいったんは必ず別当家の「門前」に犯人を将来するという手続きが確立していたが、この手続きには次のような意味があったものと考えられる。

(1) 事件の係属の確認。

使庁が扱う事件の犯人の多くは諸司・諸家あるいは寺社などの権門に属する者たちで、権門は彼らに対する保護と統制の権利（主人権）を保持していた。したがって、その権限を権門が放棄することによって、始めて事件は使庁に係属することになるのだが、それを明示するのが別当家への犯人将来の手続きであったと思われる。

(2) 官人に対する統制。

先に論じたように、〈政〉が衰退した結果、庁務は各官人の許に個別化・分散化した。そのため、官人の恣意的な行爲が介在する余地が増したのだが、これを防ぐために、官人は事件を別当に報告するだけでなく、犯人の身柄を別当家の「門前」に将来し、その場で別当の指示や判決を仰ぐという手続きが求められたのだと考えられる。

要するに、別当家への犯人将来という手続きは、事件の係属を明らかにするとともに、官人の警察・司法活動を統制するという意味合いをもち、別当が使庁全体を統合する立場にあることを明示する手続きであったと言える。また、逆に将来される犯人の側から言えば、この手続きによって自分が誰に裁かれているのかという点が明確になり、必然的に別当の社会的な権威を高めるという効果をともなっていたことも併せて指摘しておきたいと思う。

① 九世紀における別当の役割は正確にはよく分からない点が多いのだが、佐藤金敏氏が指摘された所々別当の性格からある程度の類推は可能だと思ふ(同「所々別当制の特質」『史学雑誌』一〇六一四 一九九七年)。佐藤氏によると、所々別当は、職員を選任や上日の把握などを通して所の監督に責任を負っていたが「日常的な所内の政務運営・決裁にはほとんど関与せず、所が天皇や諸司など所の外部にはたらきかけるに際して、所の代表責任者として立ち現われた」と言う。この理解を参照すれば、所々別当と同様に、初期の検非違使別当も日常的な庁務の運営・決裁にはあまり関わらず、庁務を実質的に担っていた佐以下の官人の動向を監督・統制する点に本来の役割があったのではないかと想像できる。

② 「西宮記」巻九・検非違使別当事(一一四頁)。

③ 「政事要略」巻六十一・糺彈雜事(五二二頁)。

④ 「廻文」一般については『国史大辞典』の「廻状」の項(石田善入執筆)などを参照のこと。また、使庁における「廻文」の実例とその伝達方法については「後清録記」長寛元(一一六三)年十二月十五日条(「清解眼抄」焼亡大内中院之時不参向官人召籠庁事、治承三(一一七九)年十月廿六日別当宣(大夫尉義経畏申記))を参照のこと。なお、「後清録記」の記主は検非違使府生清原季光。

⑤ 「後清録記」応保三年六月廿三日条(「清解眼抄」配流公卿・殿上人事)

⑥ 五味文彦氏は、「使庁の庁務停止」を別当交替時における庁務全般の停止と理解されているが(同「殺生と信仰」第三章・宝を求めて一九九七年)、このような解釈では、章久が小殿を請け取る代わりに康仲の許への自首を勧めた理由が分からなくなる。筆者と同様の解釈は西尾光一・小林保治校注「新潮日本古典集成・古今著聞集」(一九

八六年)の頭註にも見えるので参照のこと。なお、中原章久は、天福元(一一三三)年には検非違使尉に在任しており(「明月記」天福元年四月廿四日条)、宝治二(一一二四)年にも正五位下・左衛門尉・大判事・明法博士として検非違使の任にあったが、建長二(一一二五)〇年以前に検非違使を辞しており、同四年以前には死去していたらしい(「検非違使補任」。おそらく死去時点まで検非違使に在任し続けていたものと思われるが、その姿は「葉黄記」・「経俊卿記」などの宝治二年前後の記事には現われないので、検非違使に在任しながらも早くから庁務に関与しない状況にあったのではないかと想像している。

⑦ 「発心集」巻二・安居院聖京中に行く時隠居の僧に値ふ事。

⑧ 「本朝世紀」久安五年二月廿二日条。

⑨ 告非幸男「撰閏期の騷擾事件と権門・検非違使」(『日本史研究』四三三三 一九九八年)。

⑩ 保検非違使は五味文彦「使庁の構成と幕府」(『歴史学研究』三九二 一九七三年)、寄検非違使は五味同論文、渡辺直彦「神社検非違使の研究」(第三章註⑩同著書。初出は一九六六年)、拒捍使は「国史大辞典」の「拒捍使」の項(石井進執筆)、夜廻検非違使は庄司浩「検非違使追捕活動拡大過程の一考察」(立正大学史学会編「宗教社会史研究」Ⅱ 一九八五年)および「中右記」天永二(一一一一)年十一月八日条、永久二年二月廿五日条、陣直検非違使は長保元(九九九)年十月廿五日弁官宣旨(「政事要略」巻六十一・糺彈雜事、五三三頁)、「中右記」永久二年四月廿八日条などを参照のこと。定着の時期はそれぞれまちまちではあるが、十世紀中・後期以降、おおよそ十二世紀前期頃までには使庁の分掌体制が整えられていたことが判明する。

⑪ 拙稿「撰閏期の闘乱・濫行事件」(『日本史研究』四三三三 一九九八年)。

おわりに

以上、平安時代における庁務の構造とその変遷を明らかにしてきたが、最後に、その後の展望についても簡単に触れておくと、鎌倉時代以降、①別当の許への庁務の集中②各官人の許への庁務の個別化・分散化という方向性はより顕著なものになると思われる。

まず、前者は鎌倉中期における評定制の成立に現われている。使庁の評定は別当の私第で別当と「法曹輩」（法家の官人）が参加して開催されるものであるが、評定制の成立以前は、別当の諮問に応じて複数の官人が個々に注進状を提出していたので、その制度的淵源は、別当藤原宗忠が個別に行なっていたような道志・法家への諮問に求められるのではないかと思われる。したがって、評定制は、摂関期以来の別当家の機能の拡充が結実したものと考えられることができるだろう。

また、後者を代表するのは分掌体制の支柱となる保検非違使の活動である。その初見は『中右記』永久二年二月八日条であるが、具体的な活動内容が明らかになるのは実は鎌倉時代以降のことである。使庁は個々の官人宅を拠点に京中に深く根を下ろし、行政・警察・司法の全般にわたって支配体制を強化することになるのである。

いっぽう、左衛門府に置かれた使庁の政舎の果たす役割が完全に消滅したというわけでもない。使庁の政舎で行われる〈政〉に最後まで残された固有の役割として、①特に重視された勘問・定（合議）の他に、②別当補任（または如旧）の宣旨の奉行、③新任・遷任・転任した官人の初参が挙げられるが、これらは、いずれも新たに使庁に参入する際に不可欠の手続きである。つまり、開催が減少して実務的な役割は低下したものの、〈政〉はいわば使庁の一体性・統合性を象徴する儀礼として維持し続ける必要があったのである。また、毎年五月・十二月に市で行なわれる着鈿政も、先に少し触れたように、鎌倉時代以降も使庁の刑罰権を象徴する儀礼として存続し続けている。このような使庁全体の運営を支えていたのが法家坂上・中原両氏の官人たちで、おそらく平安末・鎌倉初頃から彼らによる使庁の官司請負化が進行したものと

思われる。^⑦したがって、各官人の許に庁務が完全に分解してしまったというわけではもちろんないことにも注意を払う必要があると思う。

以上の点から、鎌倉時代以降における庁務のあり方は「中右記」に見える庁務の延長上に位置付けることができそうである。^⑧したがって、大雑把な言い方をすれば、庁務のあり方は、撰関期を移行期として使庁の政舎における〈政〉を中核とした庁務から分掌体制の整備をともなった別当家を中核とする庁務へと変化したとすることができよう。吉川真司氏は、古代における官司運営原理を「共知」に求め、これを平安時代中期以降の「分掌」の理念と対比されている。^⑨第二章では〈政〉の運営原理である「一揆」が「共知」の理念に通じることを指摘したが、撰関期を画期とする庁務のあり方の変化は「共知」から「分掌」への官司運営原理の転換を示すもので、いわば古代的な使庁から中世的な使庁への転換を表わす現象であったと結論することもできるのである。

- ① 橋本初子「中世の検非違使関係文書について」(『古文書研究』一六 一九八一年)、森茂暁「北朝の検非違使庁」(同『南北朝公武関係史の研究』一九八四年)、利光三津夫・吉田通子「康永二年祇園社綿座相論考」(『法学研究』六〇一八 一九八八年)、吉田通子「鎌倉末・南北朝期の使庁民事訴訟手続き」(『北陸大学紀要』一五 一九九一年)。
- ② 註②橋本論文、吉田通子「鎌倉期、使庁洛中政治支配の一考察」(『法学研究』六四一一 一九九一年)。
- ③ 第一章註②参照。なお、〈政〉における定(合議)は、①開催場所が使庁であること、②主宰者が佐であること、③参加者に法家以外の官人も含むことの三点で評定制の制度的淵源とは見なしたがたい。
- ④ 第四章註⑩五味論文。保検非違使(保官人)は、①犯人の追捕とその住宅・資財の検封・破却、②在家の計注と寄宿人の調査、③清掃・作路など保内の行政・警察・司法を担当した使庁の官人で、暦応三(一三四〇)・四年頃の成立と見られる東洋文庫所蔵『制法』によれば、京中を横大路で分割した十二区域に一人ずつ配置することになっていた。
- ⑤ はじめに註⑧拙稿。別当の補任(または如旧)の宣旨の奉行については第三章註⑩を参照のこと。また、官人の初参については「中右記」寛治六(一〇九二)年二月十六日条、永久二年五月八日条、「山槐記」治承二(一一七八)年五月廿九日条などを参照のこと。
- ⑥ 例えば「経後卿記」宝治元(一二四七)年十二月廿七日条、「葉黄記」宝治二年閏十二月十二日条など。
- ⑦ 佐藤進一「日本の中世国家」第一章・王朝国家(一九八三年)。
- ⑧ 冒頭で紹介したように宮崎康充氏は「宗忠の別当ぶり」を「例外的な存在」と見なしておられるが、別当・参議・左兵衛督葉室定嗣の「葉黄記」宝治二(一二四八)年記には、「凡庁務之間。官人庁参。

日々無退転。頗中興之由。人以称之」（七月十八日条、「官人等多来。有申上事。成敗之間。自然及晩頭」（七月廿一日条、「官人章種・章澄等。終日候。庁。申沙汰雜事」（八月廿日条、「凡使務間。毎日官人五六人等。無不来之日。院中繁務之妨也」（十月九日条）など）と見えており、鎌倉中期においても『中右記』と同様の別当の「精勤ぶり」が知られる。「宗忠の別当ぶり」は当時の別当のごく一般的な姿と考えるべきだろう。また、宮崎氏は、佐が（政）に「決定権者」として臨んでいることから、「佐以下の事務官僚」が「使庁の

実質的な運営」を担っていたとも評価されているが、このような評価は、（政）が日常的に開催されていた段階には妥当するものの、その衰退が明らかな院政期以降には成り立ちにくい。ただし、宮崎氏が注意されたように、佐が庁務から完全に離脱したわけでもないようなので、院政期以降における佐の庁務については別当との関係にも留意しながら今後さらに検討を深める必要がある。

⑨ 第二章註③吉川b論文。

（富山国際大学非常勤講師

The Judicial System of the *Kebiishichô* in the Heian Period

by

MAEDA Yoshihiko

Based on the diary of Fujiwara Munetada, early 12th century *bettô* (chief administrator) of the *kebiishichô* (office of the Heian-kyô magistrate), this paper considers the transition in structure of the *kebiishichô* court during the Heian period. First, the paper examines the typical content and function of trials that occurred in front of the *bettô*'s residence and in front of the *kebiishichô*, respectively. Then, in terms of the restoration of the *kebiishichô* system in the 12th century, the change from the 10th to the 12th century is considered. As a result, it becomes clear that from the late 10th century, courts held at the magistrate's office (「政」) consisting of officials other than the *bettô* gradually declined in occurrence and were replaced by abbreviated tribunals held in front of the *bettô*'s residence involving only the officials responsible for that particular incident.

As a consequence of the diminishing opportunity for gathering officials at the *kebiishichô*, the management police and judicial administration devolved into the hands of various officials of the *kebiishichô*. Thus, as background for the concentration of judicial activity at the *bettô*'s residence, management of the tribunal had to be reunified in the hands of the *bettô*. Furthermore, since many offenders of the period were under the protection of aristocrats, court officials, or powerful religious institutions, in the process of investigating the incident and arresting the offender, a personage of the *bettô*'s high aristocratic status was necessary in order to conduct negotiations with the various powers. The above transition become the starting point for the *kebiishichô* judicial system from the Kamakura period on, and thus it is possible to assess it as the turning point of the ancient form of the *kebiishichô* to its medieval type.